

登記手続きは迅速・的確なプロへ...

不動産は、個人、法人を問わず、最も大事な財産のひとつです。

不動産は、登記によって、権利が確保されます。

私たち弁護士は、交渉や訴訟によって、不動産を巡る紛争を解決しますが、最終的には、不動産が登記されないと、紛争が解決しないことになります。

登記手続きは、一見すると事務的ですが、わずかな表現の違いや書類の不備によって、正しい登記ができない場合があります。

その登記手続きを業とするのが司法書士(国家資格)です。

登記はときとして、一刻を争うときもあります。

ですので、迅速・適切な対応をしてくれる司法書士さんに依頼するのが大事になります。

そんな期待に応えてくれるのが、司法書士の高橋正夫先生です。

私も、抵当権抹消や、贈与による移転登記など、様々な登記手続きを高橋先生にお願いしており、自信を持って推薦いたします。

売買、贈与、相続、担保権抹消などの登記相談がありましたら、推薦・ご紹介をいたします。

平成21年7月22日

弁護士 中田 利通



〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-16

スガハラビル5F 渋谷法律事務所

TEL:03-5468-8688

FAX:03-5468-8689